

三友堂病院医療安全管理指針

1. 医療安全に関する基本的な考え方

安全な医療の提供は医療の基本となるものであり、病院及び職員個人が医療安全の必要性・重要性を認識し、医療安全管理体制の確立を図り、安全な医療の遂行を徹底することが重要です。

ヒューマンエラーという観点から、間違いを誘発しにくく、事故につながりにくいシステムの整備が必要とされていることから、当院は、医療安全管理部門を設置して院内のあらゆる部門と連携をとりながら、医療安全の推進を目指して活動しております。

2. 医療安全管理体制に係る院内組織に関する基本的事項

当院における医療安全対策と患者さんの安全確保を推進するために、院内に次に掲げる組織を設置しております。

- ① 医療安全管理部門（医療安全管理室）
- ② 医療安全管理委員会
- ③ 医療安全推進者会
- ④ 院内事故調査委員会

3. 医療安全に関する職員への教育・研修に関する基本方針

すべての職員が安全な医療の提供の重要性を認識し、積極的に安全を推進していくために職員研修をはじめ、様々な場を通じて医療安全管理に関する教育や啓発に努めております。

4. 医療事故等の報告及び改善策に関する基本方針

医療事故の現状把握や事故防止対策の検討のために、すべての職員は、インシデント事例の報告を自発的かつ積極的に行い、病院として適切に対応するために、危険因子に関連する情報共有を病院全体で促進しております。

5. 重大事故発生時の対応に関する基本方針

重大事故が発生した場合には、当院側の過失の有無及び事故の重大性にかかわらず、患者さんに対しては最善の処置を行い、患者さん及びご家族に対しては誠意をもって説明を行います。

6. 患者さんからの相談への対応に関する基本方針

患者さん等からの苦情、相談に応じられる体制を確保し、患者さん等との情報共有を確実なものとするために、施設内に患者相談窓口を常設し、適切に対応していきます。